

会計	10	一般会計
款	3	民生費
項	3	生活保護費
目	1	生活保護総務費

所管課	福祉課
事業名	生活保護総務管理費
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	553	572		1,997			1,997	1,444
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
	一般財源	553	572		1,997		1,997	1,444

事業概要	医療費と介護サービス費の審査手数料の支払および要介護認定の審査等の手数料	今年度見直し事項	
事業目的	医療扶助および介護扶助にかかる審査業務に必要な専門的な経費		
現状と背景		その他	

会計	10	一般会計
款	3	民生費
項	3	生活保護費
目	1	生活保護総務費

所管課	福祉課
事業名	生活保護適正実施推進事業
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	2,531	2,532		2,532			2,532	1
財源内訳	国	2,526	2,397	2,397			2,397	▲ 129
	県							
	市債							
	その他							
	一般財源	5	135		135			135

事業概要	生活保護受給者にかかるレセプト点検、収入・資産調査、扶養義務折衝および生活保護現業職員の啓発・研修、生活保護電算システムの活用等の事業	今年度見直し事項	
事業目的	生活保護医療費の節減、世帯の収入額の把握、職員の資質向上、業務効率の向上につなげて、生活保護の適正実施を推進する。		
現状と背景		その他	

会計	10	一般会計
款	3	民生費
項	3	生活保護費
目	1	生活保護総務費

所管課	福祉課
事業名	生活保護適正化実施事業
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	1,009	1,425						▲ 1,009
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
	一般財源	1,009	1,425					▲ 1,009

事業概要	嘱託医の報酬、業務に必要な物品代、電話代、生活保護システム機器保守点検料。	今年度見直し事項	
事業目的	業務に必要な一般的経費		
現状と背景		その他	

会計	10	一般会計
款	3	民生費
項	3	生活保護費
目	1	生活保護総務費

所管課	福祉課
事業名	生活保護事務人件費
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	30,439	36,679		36,679		352	37,031	6,592
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
	一般財源	30,439	36,679		36,679		352	37,031

事業概要	生活保護業務に携わる職員の人件費	今年度見直し事項	
事業目的	生活保護業務に携わる職員の人件費		
現状と背景		その他	

会計	10	一般会計
款	3	民生費
項	3	生活保護費
目	1	生活保護総務費

所管課	福祉課
事業名	中国・四国地区救護施設研究協議大会開催補助金
補助単独の別	

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費		25			25		25	25
財源内訳	国							
	県							
	市債							
	その他							
	一般財源		25			25		25

事業概要	平成24年6月に米子市(米子コンベンションセンター)で開催される「第43回中国・四国地区救護施設研究協議大会」の開催経費の一部を補助する。	今年度見直し事項	新規事業
事業目的	救護施設の機能・役割、入所者支援、地域移行支援などの研究協議を行う本大会の開催経費の一部補助を行うことで、施設機能の強化への支援への一助とし、ひいては地域内での生活困窮者の自立支援のセーフティネット機能と地域生活移行支援機能の充実に資することを目的とする。		
現状と背景	救護施設とは、生活保護法第38条に規定する保護施設。身体上又は精神上の著しい障害等があり、経済的な問題も含めてのため日常生活を営むことが困難な人が安心して生活を送ることができるための入所施設である。鳥取県内には2箇所設置されている。	その他	